

SUP 愛好者の皆さまへ

勝浦市の南部は豊かな海洋資源と風光明媚な素晴らしい景観が広がるエリアです。そのため漁業者も多く、またマリナクティビティをされる方をはじめ、多くの観光客が訪れるエリアとしても知られています。

この海は誰のものでもなく自由に利用できる場所です。

しかし、自由に利用できるからこそ、トラブルや危険を回避して楽しむために、最低限のマナーやルールを守ることが必要です。

そのためにも以下のルールを守ることに、ご協力をお願い申し上げます。

※勝浦市の南部とは、松部南部の尾名浦付近から鵜原、守谷及び興津地区

I. 個人的にSUPを楽しむ方 / SUPスクール事業者の方々へ

- ① 漁業者に迷惑をかけないようにしながら、SUPを楽しみましょう。
- ② 漁港の出入口、船舶の航路、操業している場所には停滞せず、また、常に周囲を注意して、船舶が接近してきた場合は、速やかに航路から移動してください。
- ③ マリナクティビティを開催しているエリア、サーファーや海水浴客が密集しているエリア及び遊泳者には近づかないでください。
- ④ 危険区域、立入禁止及び夏季シーズンの遊泳エリア内には立ち入らないでください。
- ⑤ SUPをグループで楽しむ方々又はそのような企画がある場合には、その海岸を拠点としているSUPスクール事業者と情報共有など連携してください。
- ⑥ 海洋環境保全のため、海上で見かけたゴミ等の収集にご協力ください。

II. SUPスクール事業者の方々へ

- ① 漁業者に迷惑をかけないようにしながら、SUPスクールを開催しましょう。
- ② 他のSUPスクール事業者が拠点としているエリアで、SUPスクールやイベント等を開催する場合には、事前に情報共有など連携してください。
※ 極力、それぞれのSUPスクール事業者が、自ら拠点としているエリアで開催してください。
- ③ サーフィンをはじめ、マリナクティビティのスクールなどが開催される場合には、安全の確保を最優先に各スクール事業者と情報共有など連携してください。
- ④ 危険行為や違法行為を見かけた場合には、速やかに関係各署に通報するとともに注意喚起をしましょう。

通報先：警察（110番）、海上保安庁（118番）

勝浦SUPスクール協会

（加盟事業者：GO4SURF、ビーチファン、その他所属インストラクター）

賛同／協力

勝浦市・勝浦市観光協会・勝浦警察署・勝浦海上保安署・新勝浦市漁業協同組合・勝浦漁業協同組合・千葉県勝浦水産事務所

勝浦市の海岸における安全で持続可能な海洋レジャーの推進、漁業者との共存および利用者相互の安全確保の観点から本ガイドラインの趣旨に賛同します。なお、本賛同は特定の事業者又は団体の活動を排他的に支持するものではなく海岸利用に関わるすべての関係者が法令及びマナーを遵守し安全な利用に努めることを期待するものです。